

岸和田市農業委員会
第2回(令和8年8月)総会議事録

1 日時 令和8年8月10日(月) 午後1時30分～午後2時10分

2 場所 岸和田市立職員会館 2階 大会議室

3 議案(その1)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案(その2)

報告第1号 専決処分の報告について

(専決処分第1号) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

(専決処分第2号) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

(専決処分第3号) 農地の使用貸借の解約通知確認について

5 議案(その3)

議案第4号 農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について

6 出席委員 13名(定数14名)

委員	1番	谷口 敏信	委員	2番	米本 巧
//	3番	植田 善次	//	4番	藤原 一郎
//	5番	東 昭夫	//	6番	上野 仁
//	7番	松本 勝次	//	8番	平松 俊信
//	9番	染谷 彦	//	10番	田中 唯夫
//	11番	大嶋 浩一	//	12番	原 世志之
//	13番	南 加代子	//	14番	西川 靖

出席推進委員 11 名(定数 12 名)

推進委員	1 番	上野 正秀	推進委員	2 番	川阪 清秋
//	3 番	植田 善三	//	4 番	野内 清幸
//	5 番	小山 藤夫	//	6 番	松林 茂
//	7 番	田川 隆司	//	8 番	西村 博美
//	9 番	泉本 芳彦	//	10 番	深井 正清
//	11 番	永野 六博	//	12 番	山本 孝幸

7 欠席委員

南 加代子委員、永野 六博推進委員

8 出席事務局職員

高橋事務局次長、和田参事、立花主任

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 2 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

(和田) 農業委員14名の内 13 名、推進委員12名の内 11 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

 3番 植田(善次)委員、6 番 上野(仁)委員 をお願い申し上げます。

 それでは、議案の審議に入ります。

 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

(和田) 議案書(その1)1 ページをお願いいたします。本件は、一覧表のとおり農地法第3条の規定による農地の所有権移転が 2 件でございます。

 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがいまして、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

 只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号1番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(植田委員) 本件に関しまして、さる 8 月 4 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第1号2番の農地について、南掃守地区協議会から審査の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第1号2番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(大嶋委員) 本件に関しまして、さる8月3日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審査した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。
議案第1号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。
【異議なし】

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その1)2ページをお願い致します。

本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。

設定する利用権ですが、2ページから3ページの一覧表のとおり3件で、設定する利用権は1番が賃借権で、期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間、2番は使用貸借権で期間は令和8年10月22日から令和13年9月30日まで、3番は賃借権で期間は、令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間、となっております。

事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告願います。
議案第2号1番の農地について、有真香地区協議会から審査の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(植田委員) 本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協有真香支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号2番・3番の農地について、山直上地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第2号2番・3番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(上野委員) 本件に関しまして、さる8月6日、いずみの農協山直上支店において慎重に審査した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決しましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

次に、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第3号についてご説明致します。

(和田) 議案書(その1)4ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、4ページ5ページの一覧表のとおり5件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審査の結果を報告、願います。まず、議案第3号1番から4番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審査の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番から4番の農地に対する
協議会 審査の結果を報告いたします。

(米本委員) 本件に関しまして、さる8月4日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

議長 以上でございます。

議長 続いて、議案第3号5番の農地について、山直下地区協議会から審査の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第3号5番の農地に対する審査の結果を報告いたします。

(西川委員) 本件に関しまして、さる8月3日、いずみの農協山直下支店において慎重に審査した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案書(その2)専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案書(その2)報告第1号についてご説明致します。

(和田)

議案書(その2)1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和8年6月21日から令和8年7月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願いいたします。専決処分第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、3ページの一覧表のとおり、令和8年6月21日から6月30日までに届出がなされ、7月6日に専決処分を行なった内容が1件、4ページの一覧表のとおり、令和8年7月1日から7月10日までに届出がなされ、7月15日に専決処分を行なった内容が1件、5ページの一覧表のとおり、令和8年7月11日から7月20日までに届出がなされ、7月27日に専決処分を行なった内容が1件でございます。

6ページをお願いします。専決処分第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、7ページの一覧表のとおり、令和8年7月1日から7月10日までに届出がなされ、7月15日に専決処分を行なった所有権移転が1件でございます。

8ページをお願い致します。専決処分第3号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり1件でございます。

これは使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

以上、専決処分報告第1号から第3号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

【なし】

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書(その2)専決処分の報告を終わります。

次に、議案書(その3)に移ります。

議案第4号「農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第4号「農地利用最適化推進委員辞任に関する同意について」ご説明いたします。

議案書(その3)1ページをお願いいたします。

本件は、永野推進委員の辞任について、農業委員会等に関する法律第23条規定により農業委員会の同意を求めるもので、辞任理由は長期治療により推進委員の業務が出来ないためです。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第4号は同意するものと決ましてご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は同意するものと決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

【なし】

議長 特段ないようですので、これで第2回総会の議事を終了いたします。

令和8年8月10日

議長 谷口 敏信

委員 植田 善次

委員 上野 仁